

重要事項説明書

利用者様： _____ 様

事業者： あいしま居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

1. 弊事業所が提供するサービスについての窓口

電話番号 045-360-2330

担当

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 事業所の概要

(1) 事業所番号及びサービス提供地域・併設事業所

事業所名	あいしま居宅介護支援事業所
所在地	神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境 73 番地 7
介護保険事業者番号	神奈川県 1473401238 号
サービス提供地域	横浜市瀬谷区・泉区・戸塚区・旭区、大和市
併設事業所情報	あいしま看護センター 介護保険事業者番号：1463490133 サービス種別：訪問看護、介護予防訪問看護 サービス提供地域：横浜市瀬谷区、泉区、旭区

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤
管理者兼介護支援専門員	1	
介護支援専門員	2	

(3) 営業時間

月曜日から金曜日、祝日含む	午前9時～午後6時
休業日	土曜日・日曜日・12/30～1/3

3. サービス内容

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

利用者様及びその家族の希望並びに利用者様について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

(2) 居宅サービス計画作成後の支援及び居宅サービスの変更

居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用

者様についての解決すべき課題についての把握（モニタリング）を月に1回以上行いその結果を記録するとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(3) 要介護等認定の申請代行

利用者様及び家族が介護保険認定や認定更新の手続きができない場合に申請の代行を行います。

(4) 給付管理業務

適正なサービスが提供され利用者に不要な負担がかからないよう提供サービスの実施確認及び適正な給付の確保を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理人受領ができなくなった場合、1ヶ月あたり要介護度に応じた料金を頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日市町村の窓口に提出しますと、全額又は一部払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要です。

① 実施地域を越えた地点から片道6km未満 1kmにつき 100円

② 実施地域を越えた地点から片道6km以上 600円

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

①利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう当事業所におけるサービス事業所の利用割合を明示し、当事業所が作成したケアプランに関する説明書(別紙1)を提示し説明を行います。

②事業所の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

③文書負担の軽減や手続きの効率化により介護現場の業務負担軽減の推進のため押印を省略する場合があります。押印の代替え手段としては電子記録等の対応などの方法を用いることがあります。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があれば、いつでもできます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅

介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要支援1・2または介護保険の非該当と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合、又は被保険者資格を喪失された場合

④その他

利用者様や家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. サービスの質の向上のための方策

- (1) 介護支援専門員が、利用者様と月1回以上面談し状況の把握等を行います。
- (2) 介護支援専門員等の質的向上を図るため運営基準に定められた研修の他、個人の技術向上のための研修の機会を設けます。
 - ①採用時研修 採用後1カ月以内
 - ②継続研修 年2回
 - ③その他、必要に応じて研修を行う

7. 事故発生時の対応

- (1) 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、委員会の開催又は参加、指針の整備、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修(年1回以上)を実施していきます。
- (2) 利用者及び事業所等から連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携・協力に努めます。

9. 業務継続計画(BCP)の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施します。

10. 感染症予防、まん延防止の対策

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための勉強会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果を周知徹底する。
- (2) 事業所は、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的 に実施する。

11. 職場のパワーハラスメント防止の対応

当事業所はハラスメント行為を断じて許さず全ての従業員が互いに尊重しあえる安全で快適な環境づくりに取り組んでいます。

12. 相談窓口、苦情相談

利用者様や家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、苦情対応の責任者及び連絡先を明らかにするとともに、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応します。また、公的機関に対してもいつでも苦情を申し立てることができます。

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

利用者様相談窓口	担当者	管理者 田邊 順子
	電話番号	0 4 5 - 3 6 0 - 2 3 3 0
	FAX 番号	0 4 5 - 3 6 0 - 3 5 1 2
	対応時間	9 時 ~ 1 7 時 4 5 分

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市区町村担当窓口	対応時間	月 ~ 金曜日 9 時 0 0 分 ~ 1 7 時
----------	------	---------------------------

はまふくコール (横浜市苦情相談)	所在地	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
	電話番号	0 4 5 - 2 6 3 - 8 0 8 4
	F A X	0 4 5 - 5 5 0 - 3 6 1 5
瀬谷区 高齢・障害支援課	所在地	横浜市瀬谷区二ツ橋町 1 9 0
	電話番号	0 4 5 - 3 6 7 - 5 7 1 4
泉区 高齢・障害支援課	所在地	横浜市泉区和泉町 4 6 3 6 - 2
	電話番号	0 4 5 - 8 0 0 - 2 4 3 6
戸塚区 高齢・障害支援課	所在地	横浜市戸塚区戸塚町 1 5 7 - 3
	電話番号	0 4 5 - 8 6 6 - 8 4 5 2
旭区 高齢・障害支援課	所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰 1 - 4 - 1 2
	電話番号	0 4 5 - 9 5 4 - 6 0 6 1
大和市 介護保険課	所在地	大和市下鶴間 1 - 1 - 1
	電話番号	0 4 6 - 2 6 0 - 5 1 7 0
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連) 介護苦情相談課	所在地	横浜市西区楠町 2 7 番地 1
	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7 0 5 7 0 - 0 2 2 1 1 0 (苦情専用)
	受付時間	8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 1 5 分 (土・日・祝祭日・年末年始を除く)

9. 法人の概要

名称・法人種別	株式会社 アイシマ
代表者名	相澤 剛
所在地	〒246-0001 横浜市瀬谷区卸本町9279-43
電話番号	045-924-6811
定款の目的に定めた事業	○訪問看護事業所 3ヶ所 ○認知症対応型共同生活介護事業所 24ヶ所 ○小規模多機能型居宅介護支援事業所 16ヶ所 ○障がい者グループホーム 4ヶ所 ○通所介護事業所 2ヶ所 ○福祉用具貸与事業所 1ヶ所 ○サービス付き高齢者向け住宅 3ヶ所 ○シニア賃貸マンション 1か所 ○飲食店 2ヶ所

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記重要事項を説明し同意を得て交付しました。

事業者 所在地 横浜市瀬谷区三ツ境 73-7

事業者名 あいしま居宅介護支援事業所

説明者 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

利用者様 住所

氏名 印

代理人又は立会人

住所

氏名 印